

横浜市情報公開・個人情報保護審査会答申
(答申第1346号)

平成28年6月23日

横 情 審 答 申 第 1346 号

平 成 28 年 6 月 23 日

横浜市長 林 文 子 様

横浜市情報公開・個人情報保護審査会

会 長 三 辺 夏 雄

横浜市の保有する情報の公開に関する条例第19条第1項の規定に基づく
諮問について（答申）

平成27年3月5日市市情第1199号による次の諮問について、別紙のとおり答申します。

「平成26年10月17日市市情第699号による一部開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成26年度市市情第819号）」の一部開示決定に対する
異議申立てについての諮問

答 申

1 審査会の結論

横浜市長が、「平成26年10月17日市市情第699号による一部開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成26年度市市情第819号）」を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

2 異議申立ての趣旨

本件異議申立ての趣旨は、「平成26年11月28日付で林文子名義で横浜市個人情報審査会に提出された諮問第1457号に係る一部開示理由説明書の記述「（請求1は）「審査の内容を明らかにする文書が、非開示にされるべき蓋然性を持つことを証明する文書」のうち、その証明部分だけを抜粋したものを求めるものですが、請求1に係る行政文書は、文書1の起案文書そのものであり、各々が起案文書全体をもって証明としています」に関して、上述の林文子氏の証言を裏付ける物的証拠になり得る行政文書（正式名称不明）。」の開示請求（以下「本件請求」という。）に対し、横浜市長（以下「実施機関」という。）が平成27年1月26日付で行った「平成26年10月17日市市情第699号による一部開示決定に対する異議申立ての諮問について（平成26年度市市情第819号）」（以下「本件申立文書」という。）を特定して行った一部開示決定（以下「本件処分」という。）の取消しを求めるというものである。

3 実施機関の一部開示理由説明要旨

実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定した理由は、次のように要約される。

- (1) 横浜市では、事案についての最終的な意思決定（決裁）は、行政文書によって行うものとしている。決裁に係る起案文書は、市の意思決定を具体化する原案を起案者が作成したものであり、起案者から順次上位職への回議を経て、決裁権者が最終的な意思決定を行う。
- (2) 本件申立文書は、市民局総務部市民情報室（当時。平成28年4月1日以降は市民局市民情報室市民情報課。以下「市民情報室」という。）が、行政文書の一部開示決定に対する異議申立てを受けて、平成26年11月に横浜市の保有する情報の公開に関する条例（平成12年2月横浜市条例第1号。以下「情報公開条例」という。）に基づき行った横浜市情報公開・個人情報保護審査会（以下「審査会」という。）へ

の諮問に係る起案文書である。

- (3) 本件請求に係る開示請求書の記載によると、諮問第1457号に係る一部開示理由説明書（以下「本件一部開示理由説明書」という。）の記載内容について、裏付けとなる物的証拠になり得る行政文書を求めるものであり、当該記載内容は審査会に諮問する際に併せて提出した本件一部開示理由説明書そのものであることから、本件請求に係る行政文書は、平成26年度市市情第819号の起案文書そのものであり、そのほかに証言を裏付ける物的証拠になり得る行政文書は作成しておらず、保有していない。

よって、本件請求に対し、本件申立文書を特定した。

4 異議申立人の本件処分に対する意見

異議申立人（以下「申立人」という。）が、異議申立書において主張している本件処分に対する意見は、次のように要約される。

- (1) 本件処分を取り消し、本件請求に係る行政文書を適切に特定し、その行政文書の開示を求める。
- (2) 申立人は、平成26年度市市情第1040号にて特定された行政文書は開示請求内容と一致していない不適切な文書であると考える。
- (3) 開示された行政文書は、「この起案文書全体をもって蓋然性存在の証明とする」という意思決定の明示的な記述がないと考える。
- (4) 開示された行政文書は、「おそれがあり且つそのおそれは非開示にすべき蓋然性があると言えるほど大きいから一部非開示にすべき」という起案になっていない。
- (5) 開示に同席した市職員が市長とはまったく違う主張をしており、市長の主張自体が虚偽又は錯誤である可能性がある。
- (6) 蓋然性存在の証明は、起案文書の結論「一部非開示にすべき」という主張の根拠となる情報の一つにすぎないのに、その起案文書全体が蓋然性存在の証明であるという主張は、循環論法であり非論理的である。主張そのものが間違いであるのだから主張の裏付けとなる物的証拠などあるはずもなく、本件請求に対する結論は「文書が存在しないため非開示」となるべきだと考える。

5 審査会の判断

- (1) 情報公開条例に基づく開示決定等に対する異議申立てに係る事務について

横浜市では、情報公開条例第22条第1項の規定に基づき、情報公開条例第19条及び横浜市個人情報の保護に関する条例（平成17年2月横浜市条例第6号。以下「個

個人情報保護条例」という。)第53条の規定による諮問並びに情報公開に関する事項についての実施機関からの諮問に応じて調査審議するため、審査会を設置している。

諮問機関である審査会は、中立な第三者機関として、諮問された事案について調査審議を重ね、諮問した実施機関に対し、答申を行う。実施機関は、不服申立てに関する諮問をした場合にあっては、情報公開条例第19条第2項及び個人情報保護条例第53条第2項の規定に基づき、答申を尊重して、当該不服申立てに対する決定を行わなければならないとされている。

また、審査会は、答申後に、審査会としての説明責任を果たす観点から、情報公開条例第27条に基づいて答申の内容を一般に公表している。

(2) 本件申立文書について

本件申立文書は、実施機関が、行政文書の一部開示決定に対する異議申立てを受けて、平成26年11月に情報公開条例第19条に基づき行った審査会への諮問に係る起案文書であり、起案用紙、諮問書案、一部開示理由説明書案、審査会諮問通知書案、開示請求書、一部開示決定通知書及び異議申立書で構成されている。

(3) 本件処分の妥当性について

ア 実施機関は、本件請求に対しては、審査会への本件一部開示理由説明書の記載内容について、裏付けとなる物的証拠になり得る行政文書として本件申立文書を特定し、本件処分を行ったと説明している。

これに対し、申立人は、本件申立文書は本件請求に係る行政文書には該当せず、文書の特定が誤っていると主張しているため、当審査会では本件処分の妥当性について以下判断する。

イ 実施機関では、横浜市行政文書管理規則（平成12年3月横浜市規則第25号）第6条に基づき、事案についての最終的な意思の決定である決裁は、行政文書で行うこととしている。

また、横浜市行政文書取扱規程（平成17年3月達第1号）第12条により、決裁を要する事案は起案文書を作成しなければならないとされている。起案文書は、順次回議され、決裁権者が最終的な意思決定を行うこととされている。

ウ 実施機関では、行政文書の一部開示決定に関する異議申立てを平成26年10月に受けて、一部開示決定に係る処分が妥当であると判断した理由を記載した一部開示理由説明書案を添付して、審査会に諮問することに関する起案文書を職員が起案している。その後、市民情報室及び市民局総務部総務課の職員の承認を経て、

横浜市事務決裁規程（昭和47年8月達第29号）に基づき市民局長の決裁を受けて案が確定し、審査会に諮問していることが認められる。

エ 本件請求に係る開示請求書の記載によると、本件請求の趣旨は、本件一部開示理由説明書の「（請求1は）「審査の内容を明らかにする文書が、非開示にされるべき蓋然性を持つことを証明する文書」のうち、その証明部分だけを抜粋したものを求めるものですが、請求1に係る行政文書は、文書1の起案文書そのものであり、各々が起案文書全体をもって証明としています」という記述についての裏付けとなる物的証拠になり得る行政文書を求めるものであるが、本件一部開示理由説明書の記述内容を含め判断すると、当該記述をするに当たっては、申立人が言うところの物的証拠を必要とするものとは言えない。

オ 一方で、前述のとおり、実施機関は、本件申立文書を用いて本件一部開示決定理由説明書の記述内容に関する意思決定を行っている。したがって、本件申立文書は、本件一部開示決定理由説明書の記述の根拠となる行政文書といえる。

カ したがって、実施機関が、本件申立文書を本件一部開示理由説明書の記述の裏付けになり得る行政文書を求める本件請求の趣旨に該当するものと判断して、対象行政文書として特定したことは、妥当である。

キ 申立人はその他縷々主張するが、いずれも当審査会の判断を左右するものではない。

(4) 結論

以上のとおり、実施機関が本件請求に対し、本件申立文書を特定し、一部開示とした決定は、妥当である。

(第一部会)

委員 三辺夏雄、委員 橋本宏子、委員 勝山勝弘

《 参 考 》

審 査 会 の 経 過

年 月 日	審 査 の 経 過
平成27年3月5日	・実施機関から諮問書及び一部開示理由説明書を受理
平成27年4月16日 (第183回第三部会) 平成27年4月21日 (第269回第二部会) 平成27年4月23日 (第267回第一部会)	・諮問の報告
平成28年3月24日 (第286回第一部会)	・審議
平成28年4月7日 (第287回第一部会)	・審議
平成28年4月21日 (第288回第一部会)	・審議
平成28年5月26日 (第290回第一部会)	・審議